



※ 本書面の情報は平成26年9月1日時点のもので、その後の法改正等により制度等が変わっている可能性があります

## 1 被災者の方への支援

### ■ 当面の生活費をどうにかしたい。

→ 一定の要件を満たせば、生活福祉資金の貸付(緊急小口資金)が10万円まで受けられる可能性があります。

詳しくは各区の地域福祉推進センターまで。

浜松市社協本部	053-453-0586	浜松市東区事務所	053-422-3737
西地区センター	053-596-1730	北地区センター	053-527-2941
浜北地区センター	053-586-4499	天竜地区センター	053-926-0322

### ■ リ災証明書とは何か。これがあるとどうなるのか。

→ リ災証明書とは、市町が、地震や風水害等の被害に遭われた方からの申し出により、建物(事業用含む)の被害状況の調査を行い、その調査結果に基づき発行する証明書で、各種支援等を利用する際使用されます。証明される被害状況は、全壊・半壊・一部損壊・床上浸水・床下浸水等に分かれます。

詳しくは浜松市役所財務部税務総務課 053-457-2141へ。

※ 通常規模の災害時は各区役所の地域総務課が窓口となります。

## 2 支払の問題

### ■ 公共料金はどうか。

→ 電気・ガス・水道、下水道・固定電話・携帯電話・PHS等について、料金支払期限の延伸や免除等が受けられる場合があります。それぞれの契約先に確認する必要があります。

### ■ 税金の支払はどうか。

→ 納付の期限が延長されたり、減免措置等が受けられる可能性があります。所得税・消費税・法人税等の国税については、各税務署に確認を。

中区, 西区, 北区の方	浜松西税務署	053-555-7111
東区, 南区, 浜北区, 天竜区の方	浜松東税務署	053-458-1111

法人県民・事業税、個人事業税、不動産取得税、自動車税、自動車取得税等の県税については、浜松財務事務所総務課(053-458-4321)に確認を。

市民税・固定資産税・軽自動車税などの市税については、各区役所の市税事務所に確認を。

<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/shiminze/zei/info.html>

### ■ 年金や健康保険料の支払はどうか。

→ 東日本大震災では、健康保険・厚生年金保険及び船員保険の保険料並びに子ども手当にかかる拠出金については、納期限が延長されました。国民年金についても、支払が困難な場合は次の窓口にご相談ください。

浜松市役所健康福祉部国保年金課	053-457-2637		
中区長寿保険課	053-457-2216	東区長寿保険課	053-424-0183
西区長寿保険課	053-597-1166	南区長寿保険課	053-425-1582
北区長寿保険課	053-523-2864	浜北区長寿保険課	053-585-1125
天竜区長寿保険課	053-922-0021		

### ■ 住宅ローンを支払う余裕がない。

→ 住宅ローンの契約先にご相談を。東日本大震災では、住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)で、被災者の方について、被災の状況によって、支払猶予、利息の据え置き、返済期間などの制度が設けられています。

## 3 保険・共済の問題

### ■ 火災保険だけで地震保険に入っていないから、保険金はもらえないか。

→ 保険金は支払われませんが、保険(共済)によっては、火災保険入っているだけで見舞金などが出る場合があります。一度、お入りになっている保険会社、共済に確認してみるべきです。

なお、どこの保険会社と契約しているか分からないときは、以下に問い合わせてください。

- ・災害救助法が適用された地域の方は、「自然災害損保契約照会センター」へ  
0570-001-830(ナビダイヤル)
- ・上記以外の地域の方は各損害保険会社の窓口へ

### ■ 地震特約があるから、生命保険金は出ないか？

→ 東日本大震災の際は、生命保険各社は地震特約を適用しないことに決めたそうです。保険金が支払われる可能性がありますので、お入りになっている保険会社に連絡をしてみてください。なお、どこの保険会社と契約しているか分からないときは、以下に問い合わせてください。

(社)生命保険協会 静岡地方事務室  
054-253-5712

### ■ 地震・津波で自動車が壊れてしまった。

→ 車両保険は、原則として、地震・噴火・(地震、噴火が原因の)津波による災害による損害は補償対象外とされています。

地震・噴火・津波危険(車両損害)担保特約があれば、地震による損害も補償されるので、保険会社に確認してみましょう。

## 4 紛失物の問題

### ■ 身分証明証がなくなりました。住民票はとれるか、免許証は再びもらえるか。

→ 住民票は、市町で本人確認がとれれば交付を受けることができます。まずは市の窓口へ。

運転免許証は、静岡県西部運転免許センター(053-587-2000)や住所地を管轄する各警察署で再発行手続きをしてください。

### ■ 実印や印鑑登録カードがなくなりました。

→ 実印がなくなった場合は、実印として登録可能な別の印鑑を準備して、新たに登録をください。

実印が手元に残っている場合は、既に登録されている印鑑登録証の廃止手続きをとり、新規に実印を登録して下さい。手続は各区役所の戸籍住民課に確認してください。

### ■ クレジットカードがなくなりました。

→ 各クレジット会社になくした旨の連絡をし、新たなカードの発行を求めてください。

### ■ 銀行の通帳などがなくなってしまうと、お金がおろせない。再発行してくれるのか。

→ 銀行の通帳、証書、カードなどについては、多くの銀行等で無料で再発行してくれます。各銀行の窓口にお問い合わせください。

身分証明証があれば持参し、それもないときはそのことも併せて相談してみてください。

銀行印がなくなった場合は、印鑑の変更の手続きをとってください。

### ■ 自動車がなくなりました(使えなくなりました)ので、登録を抹消したい。

→ 中部運輸局静岡運輸支局浜松自動車検査中部運輸局静岡運輸支局浜松自動車検査登録事務所

(050-5540-2052)までご連絡を。

- ・車体番号・登録番号がわからない  
→ 申請者の情報や納税証明書等でわかれば受理。
- ・印鑑証明書がとれない、実印を紛失  
→ 署名と本人確認書類(免許証等)で受理。
- ・原因を証明する証書(リ災証明書)がまだもらえない  
→ 申請人の申立書で代替する。

## 5 その他の問題

### ■ 免許証の有効期間が迫っている。

→ 東日本大震災では、運転免許証の有効期間が特別に一定期間延期されています。

### ■ 会社を営んでいたが、この地震・津波でやっていけなくなった。

→ 日本政策金融公庫の融資制度、中小企業庁のセーフティネット保証制度、県の融資制度など、いろいろな融資制度が受けられる可能性があります。金融機関や商工会議所などに相談してみましょう。

沼津商工会議所 055-921-1000(代表)